

北海道文教大学学生の課外活動に関する規程

(平成11年5月21日 程 第3号)

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海道文教大学（以下「本学」という。）学生の課外活動に関する基本的事項を定める。

(適用範囲)

第2条 学生が団体を結成して課外活動を行う場合にこれを適用する。

(団体結成)

第3条 学生が、学内において団体を結成するときは、顧問教員及び代表責任者を定め、団体結成願（様式1）に団体規約を添え学長に提出し、学生委員会で審査のうえ教授会の議を経て、学長の承認を得るものとし、承認後は愛好会として発足する。ただし、団体結成時の構成員に特段の事由があるときは、他の格付けを認める場合がある。

- 2 学生団体の構成員は、本学学生のみとする。
- 3 各団体とも最小構成人員を5名以上とする。

(団体の格付)

第4条 団体を部又はサークル、同好会、愛好会に格付けする。

(団体継続)

第5条 学生団体が、当該団体を継続しようとするときは、団体継続届（様式2）に団体構成員名簿を添え、毎年4月末までに学長に提出し、学生委員会で審査のうえ教授会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

- 2 学生委員会は各団体から団体継続届が提出された時は、過去の活動実績、団体構成人数等々を助案のうえ、団体の格付を含めて審議し、教授会の議を経て、学長の承認を受け、その結果を各団体に通知するものとする。

(昇格等手続及び通知)

第6条 愛好会として1年間以上の実績を有し、同好会に昇格を希望する愛好会及び同好会として2年間以上の実績を有し、部又はサークルへ昇格を希望する同好会は、所定の昇格申請書（様式3）を学生委員会に提出して審査を受けなければならない。

- 2 学生委員会は各団体から昇格申請書が提出された時は、過去の活動実績、団体構成人数等々を助案のうえ昇格について審議し、教授会の議を経て、学長の承認を受け、その結果を各団体に通知するものとする。
- 3 学生委員会は、学生団体が別に定める降格の事由に該当した場合は、降格について審議し、教授会の議を経て、学長の承認を受け、その結果を各団体に通知するものとする。

(顧問教員等の変更)

第7条 学生団体は、第3条第1項並びに第5条第1項に定める顧問教員、代表責任者及び団体規約に変更が生じたときは、速やかに学生団体変更届（様式4）を学長に提出し、承認を得るものとする。

(学外団体への加盟)

第8条 学生団体が、学外団体に加盟しようとするときは、学外団体加盟願（様式5）に加盟する団体の規約並びに関係書類を添え、学長に提出し、承認を得るものとする。

(学外活動)

第9条 学生団体が、学外において課外活動をするときは、学外活動届（様式6）を実施日の7日前までに学長に提出し、承認を得るものとする。

- 2 前項の学外活動届提出後、参加者及び日程等に変更があった場合は、改めて学外活動届を学長に提出するものとする。

(集会・行事等)

第10条 学生団体が、学内外において各種集会・行事等を行おうとするときは、集会・行事等願（様式8）を実施日の7日前までに学長に提出し、承認を得るものとする。

(印刷物等の発行・配布・掲示)

第11条 学生団体又はその構成員が、学内外において印刷物等を発行・配布・掲示しようとするときは、印刷物等発行・配布・掲示願（様式9）に原稿又は写しを添え、実施日の7日前までに学長に提出し、承認を得るものとする。

(印刷物の配布・掲示の指定)

第12条 学内における印刷物等の配布・掲示は、学長が指定した期日及び場所において行うものとする。
2 指定された期間を経過した掲示物は、代表責任者において直ちに撤去するものとする。

(活動助成)

第13条 本学学生の課外活動について、健全な発展・充実を助長するため課外活動助成を行う。
2 課外活動に対する助成の取扱いについては、別に定める。

(施設・設備・備品等の使用)

第14条 学生団体又はその構成員は、課外活動として本学の施設・設備・備品等（以下「施設等」という。）を使用することができるものとする。
2 施設等の使用にあたっては、別に定めるところによるものとする。

(活動の禁止及び団体の解散)

第15条 学生団体又はその構成員の行為が、本学の秩序を乱しあるいは名誉を著しく傷つけ、若しくはその恐れがあると認められるときは、学長はその活動を禁止又はその団体の解散を命ずることがある。
2 第5条に定める届出のない学生団体は、解散したものとみなす。
3 学生団体が年度の途中で解散するときは、団体解散届（様式10）を学長に提出するものとする。

(雑 則)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改 廃)

第17条 この規程の改廃は、本学学生委員会の議を経て、教授会が行う。

(事 務)

第18条 この規程に定める学生の課外活動に関する事務は、学生課において行う。

附 則

この規程は、平成11年5月19日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年7月21日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成16年度の団体の格付けについては、団体設立年度により平成12年7月1日以前の設定団体を部又はサークル、平成14年7月1日以前の設定団体を同好会、平成14年7月2日以降の設定団体を愛好会とする。

附 則

この規程は、平成19年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月16日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。